

## 協議事項

### 秋田県の精度管理評価指導基準及び改善指導について

#### 資料 2

【資料 2 - 1】	秋田県の精度管理評価基準及び改善指導について	P. 1
【資料 2 - 1 別紙 1】	国立がん研究センターが示す令和 4 年度精度管理評価の手順	P. 3
【資料 2 - 1 別紙 2】	令和 3 年度胃がん検診精度管理調査結果	P. 4 ~ 9
【資料 2 - 1 別紙 3】	令和 3 年度大腸がん検診精度管理調査結果	P. 10 ~ 15
【資料 2 - 2】	令和 4 年度秋田県の精度管理評価（胃がん・案）	P. 16
【資料 2 - 2 別紙 1】	（市町村） 胃がん検診の技術・体制的指標、（再掲）プロセス指標数値	P. 17 ~ 21
【資料 2 - 2 別紙 2】	（事業団・厚生連） 胃がん検診の技術・体制的指標 令和 2 年度精密検査受診率（胃）	P. 22 ~ 24
【資料 2 - 3】	令和 4 年度秋田県の精度管理評価（大腸がん・案）	P. 25
【資料 2 - 3 別紙 1】	（市町村） 大腸がん検診の技術・体制的指標、（再掲）プロセス指標数値	P. 26 ~ 28
【資料 2 - 3 別紙 2】	（事業団・厚生連） 大腸がん検診の技術・体制的指標 令和 2 年度精密検査受診率（胃）	P. 29 ~ 30

## 秋田県の精度管理評価基準及び改善指導について

### 【報告事項（令和3年度調査）】

#### 1 精度管理の根拠

「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」及び「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」において、「技術・体制的指標（事業評価のためのチェックリスト）」等により実施状況を把握するとともに、「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠とされている。

#### 2 精度管理の指標

がん検診の事業評価として、一義的にはアウトカム指標としての死亡率により行われるべきであるが、死亡率減少効果が現れるまでに相当の時間を要すること等から、「技術・体制的指標（事業評価のためのチェックリスト）」と「プロセス指標（がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率）」による評価を徹底することが適当である。

#### 3 消化器がん部会における取り扱い

平成28年度から、国立がん研究センターが示す精度管理評価の手順を参考に、評価のフィードバックのための指導基準を設け、文書による改善・指導を行うこととしている（別添資料2-1別紙1）。

#### 4 令和3年度胃がん・大腸がん検診精度管理調査結果及び改善に向けた取組

別添資料2-1別紙2及び別紙3（「令和3年度胃がん検診精度管理調査結果」、「令和3年度大腸がん検診精度管理調査結果」及び「令和3年度調査結果に基づく改善に向けた取組について」）参照。

令和3年度において調査を行った市町村及び検診機関に対し、自施設の結果を個別に通知した。また、指導対象となった市町村、検診機関に対しては改善指導をしているほか、研修会の開催等を通じて、検診の質の向上に取り組んでいただいている。

なお、調査結果は県HPに掲載している。

## 【討議事項（令和4年度・令和5年度調査）】

### 1 令和4年度の精度管理評価基準（案）

別添資料2-2「令和4年度秋田県の胃がん検診精度管理評価（案）」及び資料2-3「令和4年度秋田県の大腸がん検診精度管理評価（案）」参照。

### 2 評価結果の通知及び公表について（案）

市町村、検診機関名の公表については、「市町村は「公」であり、「公」から検診事業を委託された検診機関の「委託された検診事業そのものの評価」を公表するものである」という考え方が国立がん研究センターから示されていることから、令和4年度の評価結果について県HPに掲載する（掲載は令和5年度）。

### 3 その他病院に関する調査結果の取扱いについて（案）

平成30年度から、精度管理調査の対象に市町村が検診を委託する個別医療機関のうち「病院」を追加している。病院については、精度管理の体制がまだ整っていないことが予想されるため、当面の間は調査並びに部会及び市町村への調査結果報告を行い、改善指導と結果公表は一定期間を経てから行う（乳がん部会を除く）。

乳がん部会における評価結果は、従前乳がん部会資料としての公表のみ行っていたが、令和4年度以降の評価結果は調査結果にも反映し、併せて公表する。

### 4 令和5年度の調査について（案）

市町村、検診機関（秋田県総合保健事業団、秋田県厚生農業協同組合連合会の実施病院、その他病院、能代市保健センター）に対し調査協力を依頼する。

## 国立がん研究センターが示す令和4年度精度管理評価の手順

生活習慣病等管理指導協議会（がん部会等）による精度管理ツール実際の活動の手順より

### 1 市町村へのフィードバック

都道府県ごとに設定した評価基準に満たない市町村へ次の①、②について指導文書を送付する。

#### ①市町村チェックリストの遵守状況の評価基準

国立がん研究センターでは、A～F、Zの7段階評価を提案している。

「A」目標レベル達成

「B」許容レベル達成

「C」以下を改善指導の対象

「C」以下の市町村に改善を促す。ただし、例えば殆どが「C」以下になるような都道府県では、殆どが指導対象となり公表しても改善の効果は薄いと考えられる。従って協議会（部会）が必ず各市町村の結果の分布を確認し、独自に改善指導の対象とすべき評価基準を設定していただきたい。

評価の考え方としては、まずは不良な市町村の底上げを、次に良好な市町村にはより改善を働きかけることが重要である。

#### ②精検受診率の評価について

令和2年度の精検受診率が80%未満（乳がん）あるいは70%未満（その他の4がん）である市町村に対し、その原因を探って報告するよう指導する。

### 2 検診機関へのフィードバック

都道府県ごとに設定した評価基準に満たない検診機関へ次の①、②について指導文書を送付する。

#### ①検診機関チェックリスト遵守状況

国立がん研究センターでは、A～D、Zの5段階評価を提案している。

検診機関用チェックリストはクリアすることが当然の内容が多いことから、市町村よりも厳しい

「B」以下を指導対象。

「B」以下の検診機関に改善を促す。ただし、協議会（部会）が必ず各検診機関の結果の分布を確認し、必要な場合には独自に評価基準を設定していただきたい。

#### ②精検受診率の評価について

令和2年度の精検受診率が80%未満（乳がん）あるいは70%未満（その他4がん）である検診機関に対し、その原因を探って報告するよう指導する。ただし、指導の際は委託元市町村や医師会等にも併せて注意喚起をしていただきたい。精検未受診者の確認、未受診者への受診勧奨、精検結果の把握等は検診機関だけでなく、市町村や医師会等と連携で行われていることが多いため、連携して改善に取り組む必要がある。

## 令和3年度胃がん検診精度管理調査結果

### 【調査の目的】

がん検診においては、精度管理を適切に行わなければ効果は得られないため、がん検診の精度管理はきわめて重要です。この調査は、秋田県健康づくり審議会がん対策分科会消化器がん部会が、秋田県で胃がん検診を行っている市町村、検診機関に対し、精度管理が適切に行われているかどうかを知る目的で行ったものです。なお、職域検診や人間ドックはこの調査の対象外です。

### 【調査の対象】

この調査は、胃がん検診を行っている市町村、検診を受託している秋田県総合保健事業団と秋田県厚生農業協同組合連合会の実施病院を対象として行いました。

### 【調査の種類】

調査は「1. がん検診事業評価のためのチェックリスト遵守状況調査（○×回答）」と「2. 精度管理指標値の調査」の2種類を実施しました。

各調査については、次ページ以降を御覧ください。

## 1 がん検診事業評価のためのチェックリスト遵守状況調査

### 【調査内容】

がん検診で整備すべき体制については、平成20年3月の厚生労働省報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」の中で、市町村用チェックリスト、検診機関用チェックリストとして整理されています。今回の調査は、令和3年8月時点で最新のチェックリストを利用し、令和3年度検診についてその遵守状況を調査したものです。

### 【評価基準】

#### ①市町村

非遵守項目（×）の数により、A0、B1-8、C9-16、D17-24、E25-32、F33以上、Z無回答の7段階に評価し、C以下の市町村には、非遵守項目の減少に向けて、改善をお願いしました。

ただし、本調査を受けて、すでに改善を行っている市町村もあります。

#### ◇C以下の市町村

- ・ 集団検診  
藤里町、井川町
- ・ 個別検診  
能代市、大館市、藤里町、八峰町

#### ②検診機関

非遵守項目（×）の数により、A0、B1-6、C7-12、D13以上、Z無回答の5段階に評価し、B以下の検診機関には、非遵守項目の減少に向けて、改善をお願いしました。

ただし、本調査を受けて、すでに改善を行っている検診機関もあります。

#### ◇B以下の検診機関

- ・ 集団検診  
なし
- ・ 個別検診  
北秋田市民病院、由利組合総合病院

## 2 精度管理指標値の調査

### 【調査内容】

市町村に対しては、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率の5種類について、検診機関に対してはがん検診受診率を除く4種類について調査しました。

### 【評価基準】

秋田県の評価基準は「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」の許容値・目標値と同じです。特に、精検受診率は、精度評価の最も重要な指標と位置づけられており、許容値を下回る80%未満の市町村、検診機関には、その理由の調査と報告をお願いしました。

### ○ 精検受診率（市町村）

令和元年度に行った胃がん検診の精検受診率（算定対象年齢：50～69歳）

胃がん	要精検者 (A)人	精検受診者数 (B)人	精検受診率 (B/A)%
秋田市	160	141	88.1
能代市	312	254	81.4
横手市	98	85	86.7
大館市	44	41	93.2
男鹿市	40	34	85.0
湯沢市	122	105	86.1
鹿角市	42	38	90.5
由利本荘市	154	111	72.1
潟上市	45	40	88.9
大仙市	123	109	88.6
北秋田市	28	22	78.6
にかほ市	67	52	77.6
仙北市	53	47	88.7
小坂町	2	2	100.0
上小阿仁村	4	3	75.0
藤里町	28	26	92.9
三種町	93	81	87.1
八峰町	64	45	70.3
五城目町	34	27	79.4
八郎潟町	14	10	71.4
井川町	6	6	100.0
大潟村	15	12	80.0
美郷町	57	45	78.9
羽後町	19	14	73.7
東成瀬村	16	11	68.8
合計	1,640	1,361	83.0

(出典：地域保健・健康増進事業報告)

○ 精検受診率（検診機関）

令和元年度に行った胃がん検診の精検受診率

検診種別 検診機関名	胃がん 検診	大腸がん 検診	肺がん 検診	子宮頸がん 検診	乳がん 検診
秋田県総合保健事業団	87.9%	79.9%	90.0%	95.0%	94.6%
かづの厚生病院	実績なし	実績なし	100.0%	100.0%	94.4%
能代厚生医療センター	77.8%	65.7%	78.2%	85.4%	87.6%
北秋田市民病院	100.0%	77.1%	93.1%	100.0%	100.0%
秋田厚生医療センター	94.7%	実績なし	実績なし	実績なし	75.0%
由利組合総合病院	76.6%	62.6%	実績なし	82.4%	94.1%
大曲厚生医療センター	88.8%	77.0%	実績なし	100.0%	100.0%
平鹿総合病院	88.1%	73.8%	93.5%	95.5%	92.5%
雄勝中央病院	実績なし	75.0%	実績なし	100.0%	100.0%

（出典：各検診機関から精検受診率報告・健康づくり推進課まとめ）

（注）精検受診率は、精検対象者数が多い、少ない等による影響があるほか、年度によって大きく変動することがあります。

また、複数回、受診勧奨をしている場合でも結果として精密検査を受けていない場合もあります。



## 胃がん検診

精検受診率が80%未満である市町村に対し、改善指導文書を送付し、受診率が基準に満たなかった理由及び改善に向けた対策・取組について報告を求め、市町村からの回答結果は以下のとおりである。

市町村名	精検受診率(%)	精検受診率が80%未満であった理由	改善に向けた対策取組
秋田市	88.1%		
能代市	81.4%		
横手市	86.7%		
大館市	93.2%		
男鹿市	85.0%		
湯沢市	86.1%		
鹿角市	90.5%		
由利本荘市	72.1%	<p>精密検査受診率 50～69歳:72.1% 全年齢:76.2% 集団検診のみ(人間ドック含まない):90.3%</p> <p>・全受診者のうち、人間ドックの受診者が約半数を占めるが、人間ドック受診者の未把握率が高い。ドックは4月から受診開始となるが、精検未受診者の受診勧奨は年度末に実施していたため、上半期に受診した方への勧奨が遅れた。 ・未受診者のなかには、内視鏡の負担が大きいため翌年度の検診を受けるので精密検査は受けないという方が複数名いる。</p>	<p>【R3年度から実施】 人間ドック受診者の未把握を減らすため、これまで当該年度の年度末から翌年度に行っていた受診勧奨を時期を早めて実施。 R3年度はR3.10月とR4.5月に各検診機関に人間ドック受診者の精検受診状況を照会。 電話による受診勧奨を行い、電話が繋がらなかった方へ受診勧奨通知を発送。その際、精密検査の受診状況を把握するための返信用ハガキを同封した。</p>
潟上市	88.9%		
大仙市	88.6%		
北秋田市	78.6%	<p>精密検査未受診者に対しては、2月末に再勧奨の通知文書を送付しているが、通知後の電話等による受診の確認や積極的受診勧奨が出来ていなかったことが原因と考えられる。また、受診しているのに医療機関から市への連絡がないという例も多く、医療機関との連携不足も考えられる。</p>	<p>昨年度は2月末に、未受診者に対する再勧奨を行ったが、令和4年度は検診機関と連携し未受診者の把握をできるだけ早い時期に行い、個別通知での受診勧奨の他、電話での連絡・状況把握を行う。(令和4年度より実施予定) 医療機関に対しては、精密検査実施後の市(または検診機関)への連絡を徹底できるよう繰り返し調整を行い連携を図る。</p>
にかほ市	77.6%	<p>・未受診者に対して受診勧奨をすると精検(胃内視鏡)への抵抗感がある方が多い。 ・一次検査結果通知後に精検を受診するまで半年以上かかっている方もおり、受診状況をすぐに把握できない。</p>	<p>・10月、12月、2月に検診受託機関に精検受診者名簿の提出を依頼し、12月に30～70代の未受診者に電話勧奨、80歳以上は受診勧奨通知を発送し、その都度受診状況を把握する。その際、早期受診の重要性を理解してもらうよう働きかける。 ・2月中旬に精検未受診者全員へ「精検受診状況票」を送付し受診を促すとともに、精検未受診の理由を分析して対策に活かす。</p>
仙北市	88.7%		
小坂町	100.0%		
上小阿仁村	75.0%	<p>令和元年度のみ特化して胃がん検診の精密検査の精密検査対象者が多く、精密検査の受診勧奨を例年に比して強化すべきであったが、例年通りの案内であったことが受診率の伸び悩みの一因として考えられる。また、過去に胃がん検診の精密検査対象となっていたにもかかわらず、精密検査をしないまま令和元年の胃がん検診を受けてしまった住民がいたことも一因として挙げられる。</p>	<p>令和2年度から精密検査対象者には十分な説明の上で受診勧奨を実施し、未受診者には再勧奨を実施している。また、令和元年度の精密検査未受診の住民については令和2年度の集団検診から検診の対象者としなかったこととした。集団検診の会場へ来場し、希望があった場合でも検診より医療機関の受診が必要であることを説明している。</p>
藤里町	92.9%		
三種町	87.1%		
八峰町	70.3%	<p>精密検査受診状況を返信ハガキ及び検診委託医療機関からの情報で確認し、未受診者へは文書による受診勧奨を実施。 しかし、その後も未受診が続く者への再度電話による勧奨ができなかったことで受診に繋がらなかった。</p>	<p>精検対象者には、早い段階から受診勧奨(文書・電話)を行う。 また、精密検査受診状況について検診委託医療機関と定期的な情報共有を図る。</p>
五城目町	79.4%	<p>精検受診勧奨の結果、年度越えて最終的な受診率は80.8%である。</p>	<p>結果通知後、3カ月以内に受診確認を行い、未受診者には個人通知にて精検受診勧奨した。</p>
八郎潟町	71.4%	<p>未受診者への受診勧奨が不十分であった</p>	<p>受診状況は把握しているものの、再勧奨の機会を設けていないため、改善する。 精検検査費用助成のPRの強化を図る。申請の際には受診状況の確認を徹底する。</p>
井川町	100.0%		
大潟村	80.0%		
美郷町	78.9%	<p>自覚症状がないなどの理由から、受診の必要性を感じていない方が多いため</p>	<p>平成28年度より、検診機関から未受診者のデータを受領し、未受診者には電話や個別訪問により精検の受診勧奨を行っている。受診勧奨の際には、自覚症状の有無にかかわらず受診するよう勧めている。</p>
羽後町	73.7%	<p>令和元年度に限ったことではなく、考えられるいくつかの理由として、症状がない、自分は大丈夫という過信、病気に対する恐怖、かかりつけ病院がない等から受診しないと思われる。</p>	<p>引き続き訪問し、本人に精検の必要性と重要性を理解してもらい受診してもらうよう取組む。また、検診に対する意識を向上させるよう情報を周知させていく。</p>
東成瀬村	68.8%	<p>手紙による受診勧奨は行っているが、早期に受診する必要性が十分に伝わっていないため受診に至らなかったものと考ええる。</p>	<p>手紙による受診勧奨で受診に至らない場合は、電話による受診勧奨を、当該年度中に行う。</p>

## 胃がん検診

精検受診率が80%未満である検診機関に対し、改善指導文書を送付し、受診率が基準に満たなかった理由及び改善に向けた対策・取組について報告を求め、検診機関からの回答結果は以下のとおりである。

検診機関名	精検受診率(%)	精検受診率が80%未満であった理由	改善に向けた対策取組
秋田県総合保健事業団	87.9%		
かづの厚生病院	要精検者なし		
能代厚生医療センター	77.8%	自治体と連携し精密検査未受診者の把握をし、自治体が主体となって受診勧奨を行っている。	・自治体との連携を継続する。受診勧奨の時期を早め、複数回、受診勧奨をするなど検討する。 ・令和3年度より、精密検査案内に地域の医療機関の連絡先・診療科を一覧にし配布し、受診しやすくしている。
北秋田市民病院	100.0%		
秋田厚生医療センター	94.7%		
由利組合総合病院	76.6%	・胃内視鏡検査は苦痛を伴うため、敬遠されがちである。 ・検査の予約が必要だったりするため、忙しさや仕事が休みにくかったりで、受診できない。	・精密検査の必要性を個々に説明する。 ・実施主体と協力し受診勧奨をする。 ・精査通知とともに受診勧奨のパンフレットを同封する。
大曲厚生医療センター	88.8%		
平鹿総合病院	88.1%		
雄勝中央病院	-		

## 令和3年度大腸がん検診精度管理調査結果

**【調査の目的】**

がん検診においては、精度管理を適切に行わなければ効果は得られないため、がん検診の精度管理はきわめて重要です。この調査は、秋田県健康づくり審議会がん対策分科会消化器がん部会が、秋田県で大腸がん検診を行っている市町村、検診機関に対し、精度管理が適切に行われているかどうかを知る目的で行ったものです。なお、職域検診や人間ドックはこの調査の対象外です。

**【調査の対象】**

この調査は、大腸がん検診を行っている市町村、検診を受託している秋田県総合保健事業団と秋田県厚生農業協同組合連合会の実施病院を対象として行いました。

**【調査の種類】**

調査は「1. がん検診事業評価のためのチェックリスト遵守状況調査（○×回答）」と「2. 精度管理指標値の調査」の2種類を実施しました。

各調査については、次ページ以降を御覧ください。

## 1 がん検診事業評価のためのチェックリスト遵守状況調査

### 【調査内容】

がん検診で整備すべき体制については、平成20年3月の厚生労働省報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」の中で、市町村用チェックリスト、検診機関用チェックリストとして整理されています。今回の調査は、令和3年8月時点で最新のチェックリストを利用し、令和3年度検診についてその遵守状況を調査したものです。

### 【評価基準】

#### ①市町村

非遵守項目（×）の数により、A0、B1-7、C8-14、D15-21、E22-28、F29以上、Z無回答の7段階に評価し、C以下の市町村には、非遵守項目の減少に向けて、改善をお願いしました。

ただし、本調査を受けて、すでに改善を行っている市町村もあります。

#### ◇C以下の市町村

##### ・ 集団検診

藤里町、井川町

##### ・ 個別検診

能代市、大館市、藤里町、八峰町

#### ②検診機関

非遵守項目（×）の数により、A0、B1-5、C6-10、D11以上、Z無回答の5段階に評価し、B以下の検診機関には、非遵守項目の減少に向けて、改善をお願いしました。

ただし、本調査を受けて、すでに改善を行っている検診機関もあります。

#### ◇B以下の検診機関

##### ・ 集団検診

なし

##### ・ 個別検診

北秋田市民病院

## 2 精度管理指標値の調査

### 【調査内容】

市町村に対しては、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率の5種類について、検診機関に対してはがん検診受診率を除く4種類について調査しました。

### 【評価基準】

秋田県の評価基準は「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」の許容値・目標値と同じです。特に、精検受診率は、精度評価の最も重要な指標と位置づけられており、許容値を下回る70%未満の市町村には、その理由の調査と報告をお願いしました。なお、検診機関はいずれも許容値を上回っていました。

#### ○ 精検受診率（市町村）

令和元年度に行った大腸がん検診の精検受診率（算定対象年齢：40～69歳）

大腸がん	要精検者 (A)人	精検受診者数 (B)人	精検受診率 (B/A)%
秋田市	381	306	80.3
能代市	252	170	67.5
横手市	313	229	73.2
大館市	149	123	82.6
男鹿市	55	46	83.6
湯沢市	142	102	71.8
鹿角市	80	67	83.8
由利本荘市	144	82	56.9
潟上市	58	53	91.4
大仙市	235	175	74.5
北秋田市	56	38	67.9
にかほ市	57	35	61.4
仙北市	74	61	82.4
小坂町	11	9	81.8
上小阿仁村	15	14	93.3
藤里町	20	14	70.0
三種町	42	30	71.4
八峰町	25	14	56.0
五城目町	31	20	64.5
八郎潟町	20	12	60.0
井川町	21	14	66.7
大潟村	13	10	76.9
美郷町	108	79	73.1
羽後町	38	34	89.5
東成瀬村	14	7	50.0
合計	2,354	1,744	74.1

(出典：地域保健・健康増進事業報告)

○ 精検受診率（検診機関）

令和元年度に行った大腸がん検診の精検受診率

検診種別 検診機関名	胃がん 検診	大腸がん 検診	肺がん 検診	子宮頸がん 検診	乳がん 検診
秋田県総合保健事業団	87.9%	79.9%	90.0%	95.0%	94.6%
かづの厚生病院	実績なし	実績なし	100.0%	100.0%	94.4%
能代厚生医療センター	77.8%	65.7%	78.2%	85.4%	87.6%
北秋田市民病院	100.0%	77.1%	93.1%	100.0%	100.0%
秋田厚生医療センター	94.7%	実績なし	実績なし	実績なし	75.0%
由利組合総合病院	76.6%	62.6%	実績なし	82.4%	94.1%
大曲厚生医療センター	88.8%	77.0%	実績なし	100.0%	100.0%
平鹿総合病院	88.1%	73.8%	93.5%	95.5%	92.5%
雄勝中央病院	実績なし	75.0%	実績なし	100.0%	100.0%

（出典：各検診機関から精検受診率報告・健康づくり推進課まとめ）

（注）精検受診率は、精検対象者数が多い、少ない等による影響があるほか、年度によって大きく変動することがあります。

また、複数回、受診勸奨をしている場合でも結果として精密検査を受けていない場合もあります。

大腸がん検診

精検受診率が70%未満である市町村に対し、改善指導文書を送付し、受診率が基準に満たなかった理由及び改善に向けた対策・取組について報告を求め、市町村からの回答結果は以下のとおりである。

市町村名	精検受診率(%)	精検受診率が70%未満であった理由	改善に向けた対策取組
秋田市	80.3%		
能代市	67.5%	検診受診後3か月経過しても精検未受診である者に対し、個別通知による受診勧奨、未受診理由の調査を実施している。 調査の結果、未受診理由として「以前検査して異常なしと言われたため」「忙しい」「自覚症状がない」という理由が多かった。	市で作成したがん検診パンフレットに、要精密検査と判定された場合必ず受診するよう掲載のうえ配布、また、かかりつけ医からも配布している。 直営の能代市保健センターでは、検診受診後3か月経過しても精検未受診である者に対し、個別通知による受診勧奨を実施しているほか、未受診と回答のあった方、又は未回答の方には訪問による受診勧奨を実施している。また、健診受診日当日に前年度の精検未受診者に対し、直接、保健師・看護師が受診勧奨を実施している。 委託医療機関での受診者に対し、チェックリストに基づく6項目を記載した受診者への説明資料を個別に配布している。 委託医療機関での精検未受診者についても、個別通知による受診勧奨を実施しているため、市のがん検診受診者すべてに対し受診勧奨を実施することで精密検査受診率の向上を図っている。
横手市	73.2%		
大館市	82.6%		
男鹿市	83.6%		
湯沢市	71.8%		
鹿角市	83.8%		
由利本荘市	56.9%	精密検査受診率 40～69歳:56.9% 全年齢:63.9% 集団検診のみ(人間ドック含まない):76.6%  ・胃がん検診と同じく、人間ドック受診者の未把握率が高い。また、未受診者のなかには翌年度の検診を受けるので精密検査は受けないという方がいる。	【R3年度から実施】 人間ドック受診者の未把握を減らすため、これまで当該年度の年度末から翌年度に行っていた受診勧奨を時期を早めて実施。 R3年度はR3.10月とR4.5月に各検診機関に人間ドック受診者の精検受診状況を照会。 電話による受診勧奨を行い、電話が繋がらなかった方へ受診勧奨通知を発送。その際、精密検査の受診状況を把握するための返信用ハガキを同封した。
潟上市	91.4%		
大仙市	74.5%		
北秋田市	67.9%	精密検査未受診者に対しては、2月末に再勧奨の通知文書を送付しているが、通知後の電話等による受診の確認や積極的受診勧奨が出来ていなかったことが原因と考えられる。また、受診しているのに医療機関から市への連絡がないという例も多く、医療機関との連携不足も考えられる。	昨年度は2月末に、未受診者に対する再勧奨を行ったが、令和4年度は検診機関と連携し未受診者の把握をできるだけ早い時期に行い、個別通知での受診勧奨の他、電話での連絡・状況把握を行う。(令和4年度より実施予定) 繰り返し精密検査となる方へは特に訪問等で状況確認をし受診の勧めと、今後の検診の受け方についての指導を行う。 医療機関に対しては、精密検査実施後の市(または検診機関)への連絡を徹底できるよう繰り返し調整を行い連携を図る。
にかほ市	61.4%	・未受診者に対して受診勧奨をすると精検(胃内視鏡)への抵抗感がある方が多い。 ・一次検査は便を提出するだけで簡単に検査できるため受診者が多いが、精検は時間がかかる、検査に伴う苦痛があるといった理由で受診をためらう方が多い。 ・精検未受診者へ電話勧奨すると、来年も精検になったら受診するという声も多く、一次検診の目的を理解していない方が多い。 ・高齢者の場合、年齢によって精密検査を実施しない医療機関がある。	・10月、12月、2月に検診受託機関に精検受診者名簿の提出を依頼し、12月に30～70代の未受診者に電話勧奨、80歳以上は受診勧奨通知を発送し、その都度受診状況を把握する。その際、早期受診の重要性を理解してもらうよう働きかける。 ・2月中に精検未受診者全員へ「精検受診状況票」を送付し受診を促すとともに、精検未受診の理由を分析して対策に活かす。 ・精検結果通知の際に、受診勧奨パンフレットを同封する。 (R4. 7. 31現在受診率67.0%)
仙北市	82.4%		
小坂町	81.8%		
上小阿仁村	93.3%		
藤里町	70.0%		
三種町	71.4%		
八峰町	56.0%	精密検査受診状況を返信ハガキ及び検診委託医療機関からの情報で確認し、未受診者へは文書による受診勧奨を実施。 しかし、その後も未受診が続く者への再度電話による勧奨ができなかったことで受診に繋がらなかった。	精検対象者には、早い段階から受診勧奨(文書・電話)を行う。 また、精密検査受診状況について検診委託医療機関と定期的な情報共有を図る。
五城目町	64.5%	精検受診勧奨の結果年度越えで最終的な受診率は83.3%である。	精検結果通知後、3か月以内に受診確認を行い、未受診者には個人通知にて精検受診勧奨した。
八郎潟町	60.0%	未受診者への受診勧奨が不十分であった	受診状況は把握しているものの、再勧奨の機会を設けていないため、改善する。 精検検査費用助成事業を大腸がん検診にも拡充し、受診しやすい体制を構築する。
井川町	66.7%	コロナ禍で医療機関への受診を控えたから。	現在の受診勧奨の他に、有線放送等を活用した受診勧奨体制の強化を今年度より検討・実施する。
大潟村	76.9%		
美郷町	73.1%		
羽後町	89.5%		
東成瀬村	50.0%	毎年検診は受診するが、精密検査を受診していない方もいた。手紙による受診勧奨は行っているが、対象者一人一人に受診の必要性を理解してもらえず、受診に至らなかったものと考ええる。	手紙による受診勧奨で受診に至らない場合は、電話による受診勧奨を、当該年度中に行う。

## 大腸がん検診

精検受診率が70%未満である検診機関に対し、改善指導文書を送付し、受診率が基準に満たなかった理由及び改善に向けた対策・取組について報告を求め、検診機関からの回答結果は以下のとおりである。

検診機関名	精検受診率(%)	精検受診率が80%未満であった理由	改善に向けた対策取組
秋田県総合保健事業団	79.9%		
かづの厚生病院	-		
能代厚生医療センター	65.7%	自治体と連携し精密検査未受診者の把握をし、自治体が主体となって受診勧奨を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体との連携を継続する。受診勧奨の時期を早め、複数回、受診勧奨をするなど検討する。</li> <li>令和4年度より、精密検査案内に地域の医療機関の連絡先・診療科を一覧にし配布し、受診しやすくしている。</li> <li>連携病院で初回受診を電話予約でき、待ち時間なく診察が出来るようにしている。継続する。</li> </ul>
北秋田市民病院	77.1%		
秋田厚生医療センター	-		
由利組合総合病院	62.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>大腸内視鏡検査は苦痛を伴うため、敬遠されがちである。</li> <li>痔や生理中だったことを理由に受診しない人がいる。</li> <li>コロナの影響で内視鏡の予約が取りにくくなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精密検査の必要性を個々に説明する。</li> <li>実施主体と協力し受診勧奨をする。</li> <li>精査通知とともに受診勧奨のパンフレットを同封する。</li> </ul>
大曲厚生医療センター	77.0%		
平鹿総合病院	73.8%		
雄勝中央病院	75.0%		



## 令和4年度秋田県の精度管理評価(案)

## 【胃がん】

## 1 市町村【資料2-2別紙1】

## ①市町村チェックリストの遵守状況

秋田県の場合、A/B/C/D/E/F/Zの7段階評価をしたところ、評価分布は次のとおりである。

検診種別	実施市町村数	評価分布(市町村数)						
		A	B	C	D	E	F	Z
集団検診	25(25)	5(4)	16(19)	4(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
個別検診	8(9)	1(0)	3(5)	4(4)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

未実施項目(×)の数で評価。Aが×の数0、B1~8、C9~16、D17~24、E25~32、F33以上、Z無回答。

( )内は令和3年度最終実績

## 事務局案

令和4年度の秋田県が指導する対象は、  
【 C 】以下とする。

## ②精検受診率の評価について

令和元年度消化器がん部会における討議を通じ、国立がん研究センターが示す評価基準を上回るものとして設定した評価基準「精検受診率が80%未満である市町村」に対し、その原因と改善方法を報告するよう指導する。

(参考)精検受診率(速報値)

実施市町村数	90%~	90%未満~80%	80%未満	要精検者なし
25(25)	6(5)	6(10)	13(10)	0(0)

( )内は令和元年度実績

## 2 検診機関【資料2-2別紙2】

## ①検診機関チェックリストの遵守状況

秋田県の場合、A/B/C/D/Zの5段階評価をしたところ、評価分布は次のとおりである。

検診種別	検診機関数	評価分布(検診機関数)				
		A	B	C	D	Z
集団検診	2(2)	1(2)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)
個別検診	3(3)	1(0)	2(1)	0(1)	0(0)	0(0)

未実施項目(×)の数で評価。Aが×の数0、B1~6、C7~12、D13以上、Z無回答。

( )内は令和3年度最終実績

## 事務局案

令和4年度の秋田県が指導する対象は、  
【 B 】以下とする。

## ②精検受診率の評価について

令和元年度消化器がん部会における討議を通じ、国立がん研究センターが示す評価基準を上回るものとして設定した評価基準「精検受診率が80%未満である検診機関」に対し、その原因を報告するよう指導するとともに、委託元市町村との連携した改善を依頼する。

(参考)精検受診率

検診機関数	90%~	90%未満~80%	80%未満	要精検者なし
5(8)	1(2)	2(3)	2(2)	0(1)

( )内は令和元年度実績



秋田県 令和4年度 胃がん検診(胃部エックス線検査)の技術・体制的指標 (市町村)

A:0、B:1-8、C:9-16、D:17-24、E:25-32、F:33以上、Z:無回答

調査項目	調査2 精度管理指標把握に関する調査(令和2年度プロセス指標の集計)																										未実施項目数(調査2)	未実施項目数合計	判定	(参考) 令和3年度調査結果
	問7. 受診率(受診者数)の集計				問9. 要精検率の集計				問10. 精検受診率・未受診率の集計				問11. がん発見率の集計				問12. 陽性反応適中度の集計				問13. 早期がん割合の集計				問14. 粘膜内がん、非浸潤がんの集計					
	問7-1	問7-1-1	問7-1-2	問7-1-3	問9-1	問9-1-1	問9-1-2	問9-1-3	問10-1	問10-1-1	問10-1-2	問10-1-3	問10-1-4	問11-1	問11-1-1	問11-1-2	問11-1-3	問12-1	問12-1-1	問12-1-2	問12-1-3	問13-1	問13-1-1	問13-1-2	問13-1-3	問14-1				
	受診率の集計	受診率の性別・年齢5歳階級別の集計	受診者数の検診機関別の集計	受診者数の検診受診歴別の集計	要精検率の集計	性別・年齢5歳階級別の集計	検診機関別の集計	検診受診歴別の集計	精検受診率の集計	性別・年齢5歳階級別の集計	検診機関別の集計	検診受診歴別の集計	精検未受診率の集計	がん発見率の集計	性別・年齢5歳階級別の集計	検診機関別の集計	検診受診歴別の集計	陽性反応適中度の集計	性別・年齢5歳階級別の集計	検診機関別の集計	検診受診歴別の集計	早期がん割合の集計	性別・年齢5歳階級別の集計	検診機関別の集計	検診受診歴別の集計	粘膜内がんの集計				
秋田県の実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	89%	100%	100%	100%	89%	100%	96%	100%	100%	82%	100%	100%	96%	79%	96%	100%	96%	71%	96%	96%				
秋田市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
能代市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横手市(集団)	○	○	○	○	○	○	X	○	○	○	X	○	○	○	○	X	○	○	○	X	○	△	△	X	△	△	5	9	C	B
大館市(集団)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3	B	B
男鹿市(集団)	○	△	○	△	○	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	X	△	△	△	X	△	X	3	4	B	B
湯沢市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	A	A
鹿角市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	1	B	B
由利本荘市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	2	B	B
潟上市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	A	A
大仙市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	5	B	B
北秋田市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	X	△	△	△	X	△	△	2	4	B	B
にかほ市(集団)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	A	B
仙北市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	2	B	A
小坂町(集団)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	4	B	B
上小阿仁村(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	1	B	B
藤里町(集団)	○	△	○	○	△	△	X	△	△	△	X	△	△	△	△	X	△	△	△	△	△	△	△	X	△	△	4	9	C	C
三種町(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X	X	X	○	X	X	X	○	6	11	C	B
八峰町(集団)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	5	B	B
五城目町(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	5	B	B
八郎潟町(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	△	△	△	○	△	△	△	○	△	△	0	0	A	B
井川町(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	X	△	△	△	X	△	△	△	X	△	△	3	11	C	C
大潟村(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	A	A
美郷町(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	4	B	B
羽後町(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	4	B	B
東成瀬村(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	4	B	B
能代市(個別)	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	X	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	○	1	16	C	C
大館市(個別)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	15	C	C
鹿角市(個別)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	B
由利本荘市(個別)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	3	B	B
北秋田市(個別)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3	B	B
にかほ市(個別)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	2	B	B
上小阿仁村(個別)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	A	B
藤里町(個別)	○	△	○	○	△	△	X	△	△	△	X	△	△	△	△	X	△	△	△	△	△	△	△	X	△	△	4	13	C	C
八峰町(個別)	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	△	○	△	X	△	△	△	X	△	△	△	X	△	△	3	9	C	C

秋田県 令和4年度 胃がん検診(内視鏡検査)の技術・体制的指標 (市町村)

(出典：国立がん研究センター事業評価のためのチェックリスト)

調査項目	調査1 検診実施体制整備に関する調査(令和4年度実施体制)																												未実施項目数(調査1)
	問1. 検診対象者の情報管理				問2. 受診者の情報管理		問3. 受診者への説明、及び要精検者への説明			問4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨						問5. 地域保健・健康増進事業報告					問6. 検診機関(医療機関)の質の担保								
	問1-1	問1-2	問1-2-1	問1-3	問2-1	問2-2	問3-1	問3-2	問3-2-1	問4-1	問4-2	問4-3	問4-4	問4-5	問4-6	問5-1	問5-2	問5-3	問5-4	問5-5	問6-1	問6-1-1	問6-1-2	問6-2	問6-2-1	問6-2-2	問6-2-3		
	対象者全員の氏名を記載した名簿を、住民台帳などに基づいて作成しましたか	対象者全員に、個別に受診勧奨を行いましたか	受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎(手紙・電話・訪問等)に行いましたか <b>(※実施率に含まない項目)</b>	対象者数(推計でも可)を把握しましたか	個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しましたか	過去5年間の受診歴を記録していますか	受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト」1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しましたか	要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名)の一覧を提示しましたか	精密検査結果の報告を依頼しましたか	精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を把握しましたか	精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を把握しましたか	個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市区町村、検診機関(医療機関)、精密検査機関が共有しましたか	過去5年間の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録していますか	精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義に従って区別し、精密検査未受診者を特定しましたか	精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行いましたか	がん検診結果や精密検査結果の最終報告(令和3年度地域保健・健康増進事業報告)を行いましたか	がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関(医療機関)、医師会など)に報告を求めましたか	がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めましたか	精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上で、報告を求めましたか	精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めましたか	精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めましたか	委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しましたか	検診終了後に、委託先検診機関(医療機関)で仕様書(もしくは実施要綱)の内容が遵守されたことを確認しましたか	仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしていましたか	検診機関(医療機関)に精度管理評価を個別にフィードバックしましたか	「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしましたか	検診機関(医療機関)毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしましたか	上記の結果をふまえ、課題のある検診機関(医療機関)に改善策をフィードバックしましたか	
秋田県の実施率	100%	80%	20%	100%	100%	40%	100%	100%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	80%	60%	60%	40%	40%		
秋田市(個別)	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	8	
横手市(個別)	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	6	
潟上市(個別)	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	1	
北秋田市(個別)	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	3	
にかほ市(個別)	○	○	○	○	△	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	2	

○=今年度はすでに実施済みである。×=今年度は実施しない。△=今年度実施する予定だが、現時点(回答時)ではまだ実施していない。- =今年度は検診を実施していない。

調査項目	調査2 精度管理指標把握に関する調査（令和2年度プロセス指標の集計）																								未実施項目数（調査2）	未実施項目数合計	判定	（参考）令和3年度調査結果		
	問7. 受診率（受診者数）の集計				問9. 要精検率の集計				問10. 精検受診率・未受診率の集計				問11. がん発見率の集計				問12. 陽性反応適中度の集計				問13. 早期がん割合の集計								問14. 粘膜内がん、非浸潤がんの集計	
	問7-1	問7-1-1	問7-1-2	問7-1-3	問9-1	問9-1-1	問9-1-2	問9-1-3	問10-1	問10-1-1	問10-1-2	問10-1-3	問10-1-4	問11-1	問11-1-1	問11-1-2	問11-1-3	問12-1	問12-1-1	問12-1-2	問12-1-3	問13-1	問13-1-1	問13-1-2					問13-1-3	問14-1
	受診率の集計	受診率の性別・年齢5歳階級別の集計	受診者数の検診機関別の集計	受診者数の検診受診歴別の集計	要精検率の集計	性別・年齢5歳階級別の集計	検診機関別の集計	検診受診歴別の集計	精検受診率の集計	性別・年齢5歳階級別の集計	検診機関別の集計	検診受診歴別の集計	精検未受診率の集計	がん発見率の集計	性別・年齢5歳階級別の集計	検診機関別の集計	検診受診歴別の集計	陽性反応適中度の集計	性別・年齢5歳階級別の集計	検診機関別の集計	検診受診歴別の集計	早期がん割合の集計	性別・年齢5歳階級別の集計	検診機関別の集計					検診受診歴別の集計	粘膜内がんの集計

指導項目 ※1 ※2

指導項目 ※3 ※4

対策型のがん検診における胃内視鏡検査は令和3年度より開始されたため、調査2については全市町村該当無し

# プロセス指標一覧(市町村別)【胃】

許容範囲
  要改善  
 (単位:%)

市町村名	要精検率		精検受診率		精検未把握率		精検未受診率		がん発見率		陽性反応適中度	
	目標値: - 許容値:11.0%以下		目標値:90%以上 県許容値:80%以上		目標値:5%以下 許容値:10%以下		目標値:5%以下 許容値:20%以下		目標値: - 許容値:0.11%以上		目標値: - 許容値:1.00%以上	
	R2(速報)	R1	R2(速報)	R1	R2(速報)	R1	R2(速報)	R1	R2(速報)	R1	R2(速報)	R1
秋田市	8.4	6.9	80.0	88.1	20.0	10.6	0.0	1.3	0.00	0.04	0.00	0.63
能代市	12.0	20.0	85.4	81.4	14.6	0.6	0.0	17.9	0.40	0.06	3.20	0.32
横手市	6.1	3.3	86.7	86.7	2.7	0.0	10.7	13.3	0.10	0.00	1.30	0.00
大館市	18.2	4.9	0.0	93.2	100.0	0.0	0.0	6.8	0.00	0.11	0.00	2.27
男鹿市	10.8	7.9	90.5	85.0	9.5	0.0	0.0	15.0	0.50	0.39	4.80	5.00
湯沢市	3.6	8.4	100.0	86.1	0.0	0.0	0.0	13.9	0.00	0.07	0.00	0.82
鹿角市	6.1	5.1	94.3	90.5	2.9	4.8	2.9	4.8	0.00	0.24	0.00	4.76
由利本荘市	17.8	13.9	66.9	72.1	4.1	27.3	29.1	0.6	0.00	0.09	0.00	0.65
潟上市	5.2	9.3	72.7	88.9	0.0	0.0	27.3	11.1	0.00	0.00	0.00	0.00
大仙市	7.8	6.3	90.3	88.6	0.0	0.0	9.7	11.4	0.10	0.05	1.40	0.81
北秋田市	6.0	4.4	81.5	78.6	0.0	0.0	18.5	21.4	0.00	0.00	0.00	0.00
にかほ市	14.3	13.5	66.7	77.6	0.0	0.0	33.3	22.4	0.00	0.00	0.00	0.00
仙北市	5.8	9.3	96.4	88.7	0.0	0.0	3.6	11.3	0.00	0.18	0.00	1.89
小坂町	20.0	1.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00
上小阿仁村	14.7	5.1	60.0	75.0	20.0	0.0	20.0	25.0	0.00	0.00	0.00	0.00
藤里町	10.8	14.7	70.6	92.9	17.6	3.6	11.8	3.6	0.00	0.00	0.00	0.00
三種町	11.3	14.5	71.9	87.1	0.0	0.0	28.1	12.9	0.20	0.00	1.80	0.00
八峰町	16.8	17.8	57.1	70.3	0.0	4.7	42.9	25.0	0.00	0.00	0.00	0.00
五城目町	10.8	9.5	75.0	79.4	0.0	20.6	25.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00
八郎潟町	10.8	6.1	66.7	71.4	0.0	0.0	33.3	28.6	1.20	0.00	11.10	0.00
井川町	8.6	5.5	71.4	100.0	0.0	0.0	28.6	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00
大潟村	8.9	6.5	82.4	80.0	0.0	0.0	17.6	20.0	0.00	0.00	0.00	0.00
美郷町	3.6	5.0	79.4	78.9	0.0	0.0	20.6	21.1	0.00	0.09	0.00	1.75
羽後町	5.7	4.9	80.0	73.7	0.0	0.0	20.0	26.3	0.40	0.77	6.70	15.79
東成瀬村	5.7	10.1	66.7	68.8	0.0	0.0	33.3	31.3	0.00	0.63	0.00	6.25
秋田県計	8.8	8.3	79.2	83.0	5.3	4.5	15.6	12.5	0.10	0.08	1.30	0.98

出典:(R2)健康づくり推進課調べ R4.11時点  
 (R1)地域保健・健康増進事業報告

※算定対象年齢:50~69歳

※要精密検査者がゼロ人の場合、要精検率を0.0%、その他の指標を“-”で表記している。

※精検受診率の許容値は、令和元年度消化器がん部会における討議の結果、80%に引き上げている

調査項目	調査1 検診機関調査用遵守状況																										未実施項目数	判定	(参考) 令和3年度調査結果
	1. 受診者への説明 (検診の際、あるいはそれ为先立って受診者全員に対して行う説明)						2. 問診、胃部エックス線撮影の精度管理								3. 胃部エックス線読影の精度管理					4. システムとしての精度管理									
	(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しましたか	(2) 胃内視鏡検査の概要など	(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明したか	(4) 検診の有効性(胃部エックス線検査による胃がん検診は、死亡減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずと(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しましたか	(5) 検診受診の継続(隔年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	(6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	(1) ※受診者が、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のうち、胃部エックス線検査を選択した場合	(2) 問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しましたか	(3) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか	(4) 胃部エックス線撮影の機器の種類を仕様書で明らかにし、撮影機械の基準は日本消化器がん検診学会の定める仕様を満たしていることを確認し、報告したか	(5) ※7枚の場合は本調査ではXと回答してください。※貴施設(もしくは医師会等)が仕様書に最低8枚と明記し、かつ、貴施設が仕様書内容を遵守している場合にOと回答してください。	(6) 胃部エックス線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとし、仕様書に体位及び方法を明記してありますか	(7) 胃部エックス線撮影において、造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180/220W/V%の高濃度バリウム120/150m)とする。造影剤の濃度管理及び副作用防止体制整備の両方が実施されている場合はOと回答してください。	(8) 胃部エックス線撮影に携わった技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得して撮影技師が不在で医師が撮影している場合は回答不要です。	(9) 自治体や医師会等から求められた場合、胃部エックス線撮影に携わった技師の全数と日本消化器がん検診学会認定技師数を報告しましたか	(1) 自治体や医師会等から求められた場合、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数を報告しましたか	(2) 読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医でしたか	(3) 必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影してありますか	(4) 胃部エックス線画像は少なくとも5年間は保存していますか	(5) 胃部エックス線による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になさりましたか	(2) ※がん検診の結果及びそれに関する情報については、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか	(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか	(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外の胃がん専門家を交えた会)を設置していますか、もしくは、胃内視鏡では、胃内視鏡検診連合委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織を指します。	(5) ※本調査では令和2年度のプロセス指標について回答してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可能です。	(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行った場合は、それを参考に改善に努めましたか			
秋田県の実施率・平均率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	100%	100%	80%	100%	100%	100%	80%	100%	100%	80%	80%	100%				
秋田県総合保健事業団 (集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	x	○	○	○	○	○	1	B	A	
かつの厚生病院 未実施																													
能代厚生医療センター (個別)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	0	A	A		
北秋田市民病院 (個別)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	○	x	○	○	○	○	○	○	x	x	○	4	B	C	
秋田厚生医療センター 未実施																													
由利組合総合病院 (個別)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	B	B		
大曲厚生医療センター 未実施																													
平鹿総合病院 (集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	A	A	
雄勝中央病院 未実施																													

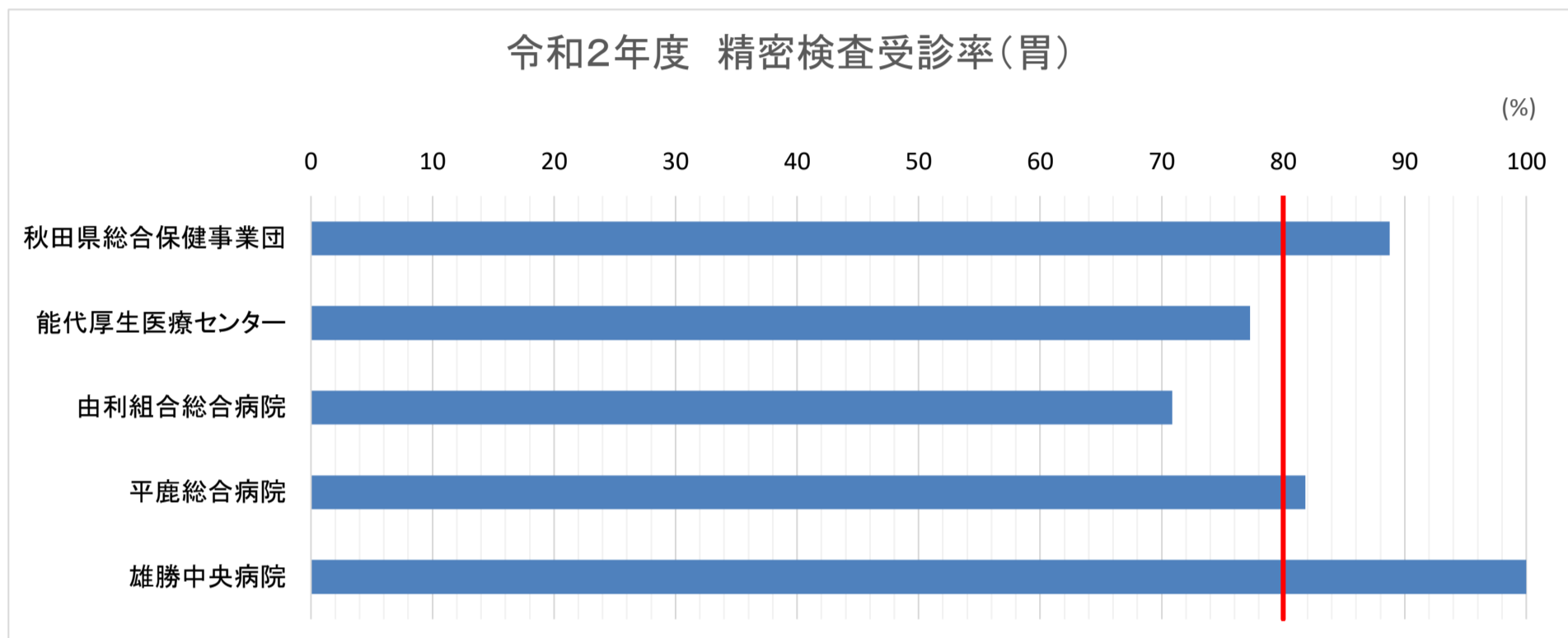
○=今年度はすでに実施済みである。X=今年度は実施しない。△=今年度の実施する予定だが、現時点(回答時)ではまだ実施していない。-=回答不要の項目。

調査項目	調査1 検診機関調査用遵守状況																					未実施項目数	判定	(参考) 令和3年度調査結果
	1. 受診者への説明 (検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明)						2. 問診、胃内視鏡検査の精度管理					3. 胃内視鏡画像の読影の精度管理					4. システムとしての精度管理							
	(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しましたか	(2) 精密検査を行うこと、及び生検の概要など	(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか	(4) 検診の有効性(胃内視鏡検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、「がん検診となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しましたか	(5) 検診受診の継続(隔年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	(6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	(1) 検診項目は、問診に加え、胃内視鏡検査としましたか	(2) 問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しましたか	(3) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか	(4) 胃内視鏡検査の機器や検査医等の条件は、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアルを参考にし、仕様書に明記しましたか	(1) 胃内視鏡画像の読影に当たっては、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアルを参考にしましたか	(2) 胃内視鏡検査運用委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織が設置する読影委員会により、ダブルチェックを行いましたか	(3) 読影委員会のメンバーは、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を有していますか	(4) 胃内視鏡検査による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	(5) 胃内視鏡検査による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされたか	(2) がん検診の結果及びそれに関する情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか	(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見)と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか	(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会(施設以外の胃がん専門家を交えた会)を設置していますか	(5) 自施設の検診結果について、要精密検査率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標を把握しましたか	(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、都道府県の生活習慣病検診等管理協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考に改善に努めましたか			
秋田県の実施率・平均率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	-	100%	100%	100%	100%	-	-	100%	100%	100%	50%	-	100%			
秋田県総合保健事業団	未実施																							
かつの厚生病院	未実施																							
能代厚生医療センター	(個別)	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	x	-	○	1	B	
北秋田市民病院	(個別)	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	x	-	○	1	B	
秋田厚生医療センター	(個別)	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	0	A	
由利組合総合病院	未実施																							
大曲厚生医療センター	未実施																							
平鹿総合病院	(個別)	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	0	A	
雄勝中央病院	未実施																							

○=今年度はすでに実施済みである。x=今年度は実施しない。△=今年度には実施する予定だが、現時点(回答時)ではまだ実施していない。-=回答不要の項目。



	1次検診 受診者数	要精密 検査者数	要精密検査率	精密検査 受診者数	精密検査 受診率	精密検査結果 「がん」	がん発見率	陽性反応 適中度
	(A)	(B)	(B)/(A)	(C)	(C)/(B)	(D)	(D)/(A)	(D)/(B)
秋田県総合保健事業団	12,523	1,007	8.0	894	88.8	30	0.24	2.98
かづの厚生病院	-	-	-	-	-	-	-	-
能代厚生医療センター	4,145	537	13.0	415	77.3	5	0.12	0.93
北秋田市民病院	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田厚生医療センター	-	-	-	-	-	-	-	-
由利組合総合病院	1,317	302	22.9	214	70.9	2	0.15	0.66
大曲厚生医療センター	-	-	-	-	-	-	-	-
平鹿総合病院	1,136	44	3.9	36	81.8	0	0.00	0.00
雄勝中央病院	409	16	3.9	16	100.0	0	0.00	0.00
合計	19,530	1,906	9.8	1,575	82.6	37	0.19	1.94



(出典: 秋田県健康づくり推進課調べ)

## 令和4年度秋田県の精度管理評価(案)

## 【大腸がん】

## 1 市町村【資料2-3別紙1】

## ①市町村チェックリストの遵守状況

秋田県の場合、A/B/C/D/E/F/Zの7段階評価をしたところ、評価分布は次のとおりである。

検診種別	実施市町村数	評価分布(市町村数)						
		A	B	C	D	E	F	Z
集団検診	25(25)	5(4)	16(19)	4(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
個別検診	6(7)	1(0)	1(3)	2(1)	2(3)	0(0)	0(0)	0(0)

未実施項目(×)の数で評価。Aが×の数0、B1~7、C8~14、D15~21、E22~28、F29以上、Z無回答。

( )内は令和3年度最終実績

## 事務局案

令和4年度の秋田県が指導する対象は、  
【 C 】以下とする。

## ②精検受診率の評価について

国立がん研究センターが示す評価基準「精検受診率が70%未満である市町村」に対し、その原因と改善方法を報告するよう指導する。

(参考)精検受診率(速報値)

実施市町村数	90%~	90%未満~70%	70%未満	要精検者なし
25(25)	2(2)	17(14)	6(9)	0(0)

( )内は令和元年度実績

## 2 検診機関【資料2-3別紙2】

## ①検診機関チェックリストの遵守状況

秋田県の場合、A/B/C/D/Zの5段階評価をしたところ、評価分布は次のとおりである。

検診種別	検診機関数	評価分布(検診機関数)					Z
		A	B'	B	C	D	
集団検診	2(2)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
個別検診	2(2)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)

未実施項目(×)の数で評価。Aが×の数0、B1~5、C6~10、D11以上、Z無回答。

※調査1問4「システムとしての精度管理」(1)についてのみ×となる検診機関についてはB'とし、指導対象とはしない。

( )内は令和3年度最終実績

## 事務局案

令和4年度の秋田県が指導する対象は、  
【 B 】以下とする。

## ②精検受診率の評価について

国立がん研究センターが示す評価基準「精検受診率が70%未満である検診機関」に対し、その原因を報告するよう指導するとともに、委託元市町村との連携した改善を依頼する。

(参考)精検受診率

検診機関数	90%~	90%未満~70%	70%未満	要精検者なし
5(7)	0(0)	2(5)	3(2)	0(0)

( )内は令和元年度実績



調査項目	調査2 精度管理指標把握に関する調査(令和2年度プロセス指標の集計)																										未実施項目数(調査2)	未実施項目数合計	判定	(参考) 令和3年度調査結果
	問7. 受診率(受診者数)の集計				問9. 要精検率の集計				問10. 精検受診率・未受診率の集計				問11. がん発見率の集計				問12. 陽性反応適中度の集計				問13. 早期がん割合の集計				問14. 粘膜内がん、非浸潤がんの					
	問7-1	問7-1-1	問7-1-2	問7-1-3	問9-1	問9-1-1	問9-1-2	問9-1-3	問10-1	問10-1-1	問10-1-2	問10-1-3	問10-1-4	問11-1	問11-1-1	問11-1-2	問11-1-3	問12-1	問12-1-1	問12-1-2	問12-1-3	問13-1	問13-1-1	問13-1-2	問13-1-3	問14-1				
	受診率の集計	受診率の性別・年齢5歳階級別の集計	受診者数の検診機関別の集計	受診者数の検診受診歴別の集計	要精検率の集計	性別・年齢5歳階級別の集計	検診機関別の集計	検診受診歴別の集計	精検受診率の集計	性別・年齢5歳階級別の集計	検診機関別の集計	検診受診歴別の集計	精検未受診率の集計	がん発見率の集計	性別・年齢5歳階級別の集計	検診機関別の集計	検診受診歴別の集計	陽性反応適中度の集計	性別・年齢5歳階級別の集計	検診機関別の集計	検診受診歴別の集計	早期がん割合の集計	性別・年齢5歳階級別の集計	検診機関別の集計	検診受診歴別の集計	粘膜内がんの集計				
秋田県の実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	90%	100%	100%	100%	90%	100%	97%	100%	100%	83%	100%	100%	97%	79%	97%	100%	97%	72%	97%	100%				
秋田市(集団)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3	B	B
能代市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	5	B	B
横手市(集団)	○	○	○	○	○	○	X	○	○	○	X	○	○	○	○	X	○	○	○	X	○	△	△	X	△	△	5	11	C	B
大館市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	3	B	B
男鹿市(集団)	○	△	○	△	○	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	X	△	△	△	X	△	△	2	3	B	B
湯沢市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	A	A
鹿角市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	1	B	B
由利本荘市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	2	B	B
潟上市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	A	A
大仙市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	5	B	B
北秋田市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	X	△	△	△	X	△	△	2	4	B	B
にかほ市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	A	B
仙北市(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	2	B	A
小坂町(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	4	B	B
上小阿仁村(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	1	B	B
藤里町(集団)	○	△	○	○	△	△	X	△	△	△	X	△	△	△	△	X	△	△	△	△	△	△	△	X	△	△	4	9	C	C
三種町(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X	X	X	○	X	X	X	○	6	11	C	B
八峰町(集団)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	5	B	B
五城目町(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	5	B	B
八郎潟町(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	△	△	△	○	△	△	△	○	△	△	0	0	A	B
井川町(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	X	△	△	△	X	△	△	△	X	△	△	3	11	C	C
大潟村(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	A	A
美郷町(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	4	B	B
羽後町(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	4	B	B
東成瀬村(集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	4	B	B
秋田市(個別)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	6	B	B
能代市(個別)	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	X	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	○	1	16	D	D
大館市(個別)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	15	D	D
鹿角市(個別)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	B
上小阿仁村(個別)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	A	B
藤里町(個別)	○	△	○	○	△	△	X	△	△	△	X	△	△	△	△	X	△	△	△	△	△	△	△	X	△	△	4	13	C	D
八峰町(個別)	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	△	○	△	X	△	△	△	X	△	△	△	X	△	△	3	9	C	C

# プロセス指標一覧(市町村別)【大腸】

許容範囲
  要改善  
 (単位:%)

市町村名	要精検率		精検受診率		精検未把握率		精検未受診率		がん発見率		陽性反応適中度	
	目標値: - 許容値:7.0%以下		目標値:90%以上 許容値:70%以上		目標値:5%以下 許容値:10%以下		目標値:5%以下 許容値:20%以下		目標値: - 許容値:0.13%以上		目標値: - 許容値:1.9%以上	
	R2(速報)	R1	R2(速報)	R1	R2(速報)	R1	R2(速報)	R1	R2(速報)	R1	R2(速報)	R1
秋田市	4.6	5.1	81.2	80.3	17.3	17.1	1.4	2.6	0.17	0.23	3.61	4.46
能代市	9.6	9.1	78.4	67.5	20.3	0.0	1.3	32.5	0.04	0.07	0.44	0.79
横手市	4.6	4.5	77.4	73.2	0.6	0.6	21.9	26.2	0.12	0.17	2.58	3.83
大館市	5.7	5.8	77.1	82.6	1.7	0.0	21.2	17.4	0.10	0.27	1.69	4.70
男鹿市	3.9	6.5	71.4	83.6	28.6	0.0	0.0	16.4	0.56	0.23	14.29	3.64
湯沢市	5.0	4.6	78.2	71.8	0.8	28.2	21.0	0.0	0.08	0.20	1.68	4.23
鹿角市	4.8	5.3	69.6	83.8	10.7	5.0	19.6	11.3	0.00	0.13	0.00	2.50
由利本荘市	6.1	4.4	60.8	56.9	1.2	38.9	38.0	4.2	0.11	0.15	1.81	3.47
潟上市	5.0	4.9	77.3	91.4	0.0	0.0	22.7	8.6	0.46	0.25	9.09	5.17
大仙市	5.1	4.0	76.7	74.5	0.0	0.0	23.3	25.5	0.09	0.15	1.69	3.83
北秋田市	6.3	4.8	73.6	67.9	2.8	1.8	23.6	30.4	0.35	0.09	5.56	1.79
にかほ市	5.7	6.0	68.1	61.4	2.1	0.0	29.8	38.6	0.24	0.00	4.26	0.00
仙北市	4.4	4.2	79.2	82.4	5.6	0.0	15.3	17.6	0.18	0.06	4.17	1.35
小坂町	2.8	4.1	100.0	81.8	0.0	0.0	0.0	18.2	0.00	0.00	0.00	0.00
上小阿仁村	7.6	6.4	76.9	93.3	0.0	0.0	23.1	6.7	0.58	0.00	7.69	0.00
藤里町	7.2	6.9	63.6	70.0	18.2	0.0	18.2	30.0	0.00	0.00	0.00	0.00
三種町	6.4	4.1	78.6	71.4	0.0	0.0	21.4	28.6	0.23	0.00	3.57	0.00
八峰町	4.4	5.0	83.3	56.0	0.0	4.0	16.7	40.0	0.37	0.00	8.33	0.00
五城目町	1.7	5.0	100.0	64.5	0.0	35.5	0.0	0.0	1.72	0.16	100.00	3.23
八郎潟町	6.1	5.0	75.0	60.0	0.0	0.0	25.0	40.0	0.00	0.25	0.00	5.00
井川町	6.7	4.6	76.9	66.7	0.0	0.0	23.1	33.3	0.00	0.00	0.00	0.00
大潟村	5.6	2.7	72.0	76.9	0.0	0.0	28.0	23.1	0.00	0.00	0.00	0.00
美郷町	5.2	5.7	65.9	73.1	0.0	0.0	34.1	26.9	0.00	0.05	0.00	0.93
羽後町	6.1	4.3	80.0	89.5	0.0	0.0	20.0	10.5	0.46	0.22	7.50	5.26
東成瀬村	3.2	5.1	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.00	0.00	0.00	0.00
秋田県計	5.5	5.0	75.3	74.1	6.5	7.6	18.3	18.3	0.14	0.15	2.51	3.06

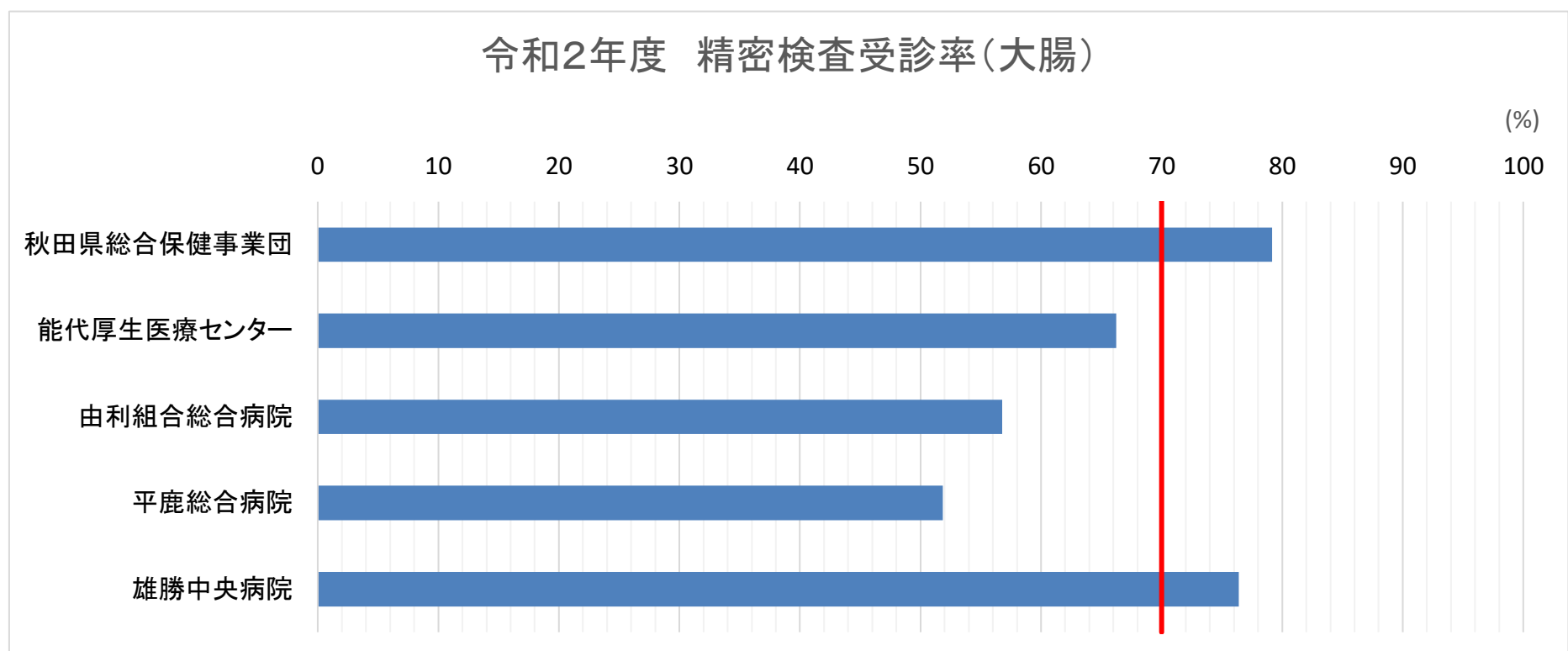
出典: (R2)健康づくり推進課調べ R4.11時点  
 (R1)地域保健・健康増進事業報告

※算定対象年齢: 40~69歳  
 ※要精密検査者がゼロ人の場合、要精検率を0.0%、その他の指標を“-”で表記している。

調査項目		調査1 検診機関調査用遵守状況																				未実施項目数	判定	(参考) 令和3年度調査結果				
		1. 受診者への説明 (検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明)						2. 検査の精度管理				3. 検体の取り扱い							4. システムとしての精度管理									
		(1) 便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること(便潜血検査の再検査は不適切であること)	(2) 精密検査の方法について説明したこと、また大腸内視鏡検査が精密検査の第一選択	(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼する場合は、市区町村や検診機関に対して提供	(4) 検診の有効性(便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること(偽陰陽性)が、がん検診の欠点に説明しましたか)	(5) 検診受診の継続(毎年)が重要であることを説明したこと、また、症状がある場合は医療機関	(6) 大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	(1) 検査は、免疫便潜血検査2日法を行いましたか	(2) 便潜血検査キット名、測定方法(用手法もしくは自動分析装置法)、キットの精度(感度)を仕様の書面に記載し、検査キットの精度管理に努める必要があります。	(3) 大腸がん検診マニュアル(2013年日本消化器がん検診学会発行)に記載された方法に準拠して行いましたか	(1) 採便方法についてチラシやリーフレット(採便キットの説明書など)を用いて受診者に説明しましたか	(2) 採便後即日(2日目)回収を原則としましたか(離島や遠隔地は例外とします)	(3) 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しましたか	(4) 受診者から検体を回収してから施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しましたか	(5) 検査施設では検体を受領後冷蔵保存しましたか	(6) 検体回収後原則として24時間以内測定しましたか(検査機器の不調、検査提出数が想定以上に多かった場合を除きます)	(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内に行いましたか	(2) がん検診の結果及びそれに関する情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか(※外注先が全て報告したことを確認したか)	(3) 精密検査方法及び精密検査(治療)結果(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療)は、健康増進事業報告に必要情報を含め、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか	(4) 自治体の検診結果について、要精密検査率、がん発見率、陽性反応適				(5) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自治体の精度管理状況を改善に向けた協議、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考に改善に努めましたか			
秋田県の実施率・平均率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	75%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	25%	100%	100%	100%	100%								
秋田県総合保健事業団 (集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	○	○	○	1	B'	B'					
かつの厚生病院	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
能代厚生医療センター	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
能代厚生医療センター (個別)	○	○	○	○	○	○	x	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	○	○	○	2	B	B					
北秋田市民病院	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
秋田厚生医療センター	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
由利組合総合病院 (個別)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	○	○	○	1	B'	B'					
大曲厚生医療センター	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
平鹿総合病院 (集団)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	A	A					
雄勝中央病院	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				

○=今年度はすでに実施済みである。x=今年度は実施しない。△=今年度実施する予定だが、現時点(回答時)ではまだ実施していない。-=回答不要の項目。

	1次検診 受診者数	要精密 検査者数	要精密検査 率	精密検査 受診者数	精密検査 受診率	精密検査結 果 「がん」	がん発見率	陽性反応 適中度
	(A)	(B)	(B)/(A)	(C)	(C)/(B)	(D)	(D)/(A)	(D)/(B)
秋田県総合保健事業団	49,745	3,242	6.5	2,567	79.2	120	0.24	3.70
かつの厚生病院	-	-	-	-	-	-	-	-
能代厚生医療センター	5,616	296	5.3	196	66.2	8	0.14	2.70
北秋田市民病院	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田厚生医療センター	-	-	-	-	-	-	-	-
由利組合総合病院	1,673	118	7.1	67	56.8	8	0.48	6.78
大曲厚生医療センター	-	-	-	-	-	-	-	-
平鹿総合病院	490	27	5.5	14	51.9	0	0.00	0.00
雄勝中央病院	4,778	305	6.4	233	76.4	10	0.21	3.28
合計	62,302	3,988	6.4	3,077	77.2	146	0.23	3.66



(出典: 秋田県健康づくり推進課調べ)